

総合コスト縮減率の算定手法

総合コスト縮減率には、従来の工事コストの縮減を含む以下の項目を評価し、下式により率を算出する。

工事コスト縮減（従来の取り組み、規格の見直し等）

事業便益の早期発現（事業のスピードアップ、規格の見直し等）

将来の維持管理費の縮減

)その他、用地費の縮減やCO₂排出量の削減による環境への影響軽減等の取り組みも考えられるが、コスト推計が困難であったり、コスト計測手法が未確立であることから、今回の縮減率評価の対象からは除いた。(ただし、コスト縮減の取り組みは今後とも進めていく)

)なお、詳細な算定手法については、今後、「フォローアップ要領」を作成し、決定する。

$$\text{総合コスト縮減率} = \frac{\text{総合コスト縮減額} \text{、} \text{、} \text{の合計}}{\text{計測年度的全工事費} + \text{総合コスト縮減額} \text{、} \text{の合計}}$$

平成14年度における標準的な公共工事のコストを基準とするため、もともと予定していたコストである、を分母に加える。

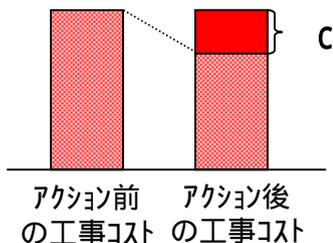
)計測はアクションごとに次頁の手法により行う。

総合コスト縮減額の算定手法

総合コスト縮減額は、平成14年度における標準的な公共工事のコスト(アクション前)と、コスト構造改革による取り組み後のコスト(アクション後)との差で算出する。

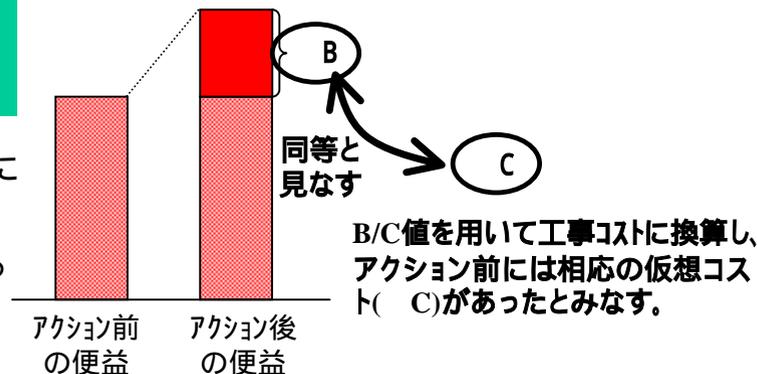
工事コストの縮減

従来のコスト縮減額と同様に計上する



事業便益の早期発見

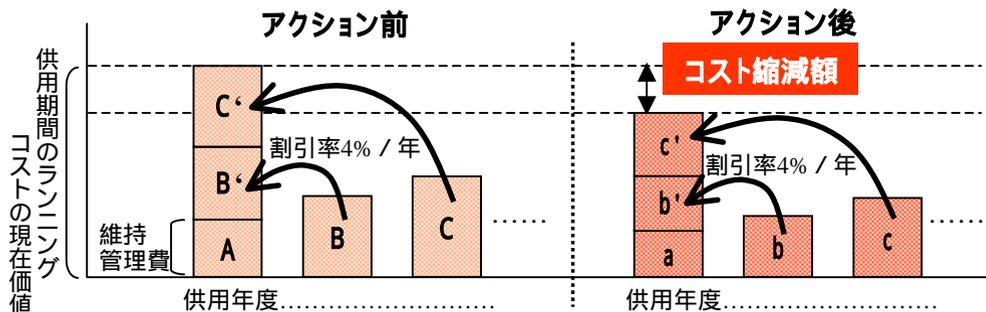
便益の増加分に相当するコストを計測し計上する



B/C値のとり方については今後作成する「フォローアップ要領」において定める。

将来の維持管理費の縮減

供用期間分のランニングコストの縮減額を現在価値に換算したうえで、供用年度にまとめて計上する



イニシャルコストが増加する場合、増加分をコスト縮減額から減ずる。

施策の効果にあわせて、
これらの手法を組み合わせ
て縮減額を評価